

「公共放送の在り方に関する検討分科会」（第7回）

NHK ヒアリング項目

1. 現行の受信料制度の課題

（公平負担について）

- ① 受信機を設置しているが未契約の者（世帯及び事業所）については、どのような理由に基づき未契約となっているのか NHK として把握している範囲で教えていただきたい。

未契約となっている理由について、統計的なデータは持ち合わせていないが、営業活動を通じてご意見等をいただくことがある。

世帯については、NHKをあまり見ていないため契約したくない等、受信料制度にご理解をいただけない場合がある。また、特に単身者など、受信機は設置しているが訪問活動において面接ができず未契約となっている方が一定数いるのではないかと考えている。

また、事業所については、基本的に文書、電話、訪問により契約のご案内はできるものの、決定権者とお話ができない場合や、受信料支払いの負担が大きい等として契約に応じていただけない場合などがある。

- ② 新規契約などの契約・収納業務において一件当たりに要する費用は、平均的にどの程度なのか。可能であれば、世帯契約と事業所契約を区別して御教示いただきたい。

受信料の契約・収納業務は、新規契約の締結や住所変更の手続き、未収者からの支払再開や一軒一軒訪問して転居の有無について確認する訪問巡回活動などの複数の業務を一体的に実施しており、一件あたりに要する経費や世帯契約と事業所契約の区分等では把握していない。

- ③ 現在、民事上の強制執行を行う場合はあるのか。また、実施上の課題は存在するのか。

NHKでは、放送受信料のお支払いが滞っている受信契約者に対する支払督促の申立てや、受信機を設置しているのに受信契約を結んでいただけない方に対する受信契約の締結を求める民事訴訟の提起等の民事手続きを行っている。そのうえで、裁判所で確定した債務の支払いが相手方から行われなかった場合には、民事上の強制執行を申立て、債権の回収を図っている。

強制執行にあたっては、債権回収の可能性と所要の経費等との兼ね合いを考慮する必要があるなど、一般の民事債権の強制執行と同様の課題がある。

(営業経費の高止まりについて)

- ④ 現状、訪問等により転居の有無や受信設備の設置等を確認していることが、営業経費が高止まりしている要因の一つと考えられるが、仮に担保措置を伴う受信設備の設置申告義務を導入した場合、支払率の向上がどの程度見込まれると考えているか。

現状は、視聴者からの新規契約のお申し出が限定的なため、NHKから訪問等により転居の有無や受信設備の設置を確認し、契約締結を求める活動が必要となっている。

仮に担保措置を伴う受信設備の設置申告義務が導入される場合、制度の詳細設計により、効果は大きく左右されると考えられるが、未契約の方の居住情報が相当程度得られる仕組みと同時に導入されれば、

▼まず、現状の訪問活動にかかっている経費が大幅に削減できるものとする

▼そのうえで、海外の制度と同様に一定の強制力を伴う通知等を最終的に行うことができれば、支払率（契約率*）の向上に寄与するものと考えている。

なお、こうした制度の検討は、経費削減、支払率（契約率*）向上の観点だけに留まらず、視聴者のみなさまから求められている、訪問によらない営業活動を徹底していくという観点からも重要であると考えている。（現下のコロナ禍では、さらに必要である）

*④の制度は、未契約の方が契約締結に応じていただくことによる契約率の向上に大きな効果があるとする（以下、⑤⑦も同様）

- ⑤ 外部の公益事業者等から支払者の居住情報等を取得することについて、具体的にどのような者のどのような情報を取得することを想定しているのか。また、それによる支払率の向上の効果をどの程度見込んでいるのか。

現在多くの経費をかけている、受信契約が確認できない家屋の居住情報が相当程度得られることを目的として考えている。制度の詳細設計により、効果は大きく左右されると考えられるが、具体的にどの事業者というよりは、網羅的に居住情報を得られる仕組みであることが経費削減、支払率（契約率）向上に必須であると考えている。

上記④と同様に、こうした制度の検討は、経費削減、支払率（契約率）向上の観点だけに留まらず、視聴者のみなさまから求められている、訪問によらない営業活動を徹底していくという観点からも重要であると考えている。（現下のコロナ禍では、さらに必要である）

- ⑥ 公益事業者等に受信料の徴収業務を委託することにより、営業経費が一定程度効率化される可能性もあると考えられるが、過去に公益事業者等への委託を検討したことがあるか。検討した場合、検討結果はどのようなものであるか。

公益事業者等に受信料の収納や受信契約に関する手続きを委託することは、手続きのワンストップ化による視聴者の利便性向上と営業活動の効率化につながるものと考えている。

このため、NHKではこれまでも、各種公益事業者等に受信料の契約・収納業務の委託について働きかけてきたが、公益事業者等の利用者に選択の余地がない一括収納や一括手続きの仕組みは、個人情報保護法や各種事業法等の課題もあり、実現には至っていない。

なお、現状においては、あくまでも、希望者のみのご利用いただける仕組みとして、先方の公益事業者等のご理解を得て、個別の手続きを実施している。

(公益事業者等への業務委託例)

- NTTファイナンスによる電話料金等との一括収納
- ガス・電気事業者による住所変更手続き

- ⑦ 仮に受信機未設置の申告が無い限り原則として徴収対象とする制度とし、外部情報に基づき郵送等で受信機設置の状況の変更がないかを定期的に確認する仕組みとする場合、必ずしも訪問を要しない仕組みとなることが想定されるが、その場合の営業経費や支払率への影響をどのように評価するか。

この制度は、上記④⑤の論点がすべてクリアされた場合の仕組みであり、制度の詳細設計により、効果は大きく左右されると考えられるが、上記④⑤で想定した効果は相当程度得られるのではないかと考える。

具体的には、

- ▼現在訪問活動に要している経費は、原則不要となる（様々な機会を通じてもおご理解いただけない方に対する訪問対応に限り実施）。
- ▼支払率（契約率）については、海外の公共放送とは異なるものの、対象を確定しての効率的な活動が可能となるため、ある一定の向上が見込めるものと考えている。

上記④⑤と同様に、こうした制度の検討は、経費削減、支払率（契約率）向上の観点だけに留まらず、視聴者のみなさまから求められている、訪問によらない営業活動を徹底していくという観点からも重要であると考えている。（現下のコロナ禍では、さらに必要である）

(受信料額の水準について)

⑧今後の衛星付加受信料の在り方については、現時点においてどのような方向で検討しているのか。

衛星付加受信料も含めた受信料制度の在り方については、保有するメディア全体（地上波・衛星波・インターネット）の状況を踏まえて検討すべき課題であると考えている。

有識者の専門的な知見などを得ながら、引き続き研究を進めて、NHKとしての考え方を整理してまいりたい。

2.通信・放送融合時代に向けた受信料制度の今後の課題

(「テレビ離れ」への対応)

- ① 「NHK プラス」や「NHK オンデマンド」について、今後どのような普及の見通しを想定されているのか、ご教示いただきたい。

「NHK プラス」は最大350万IDに対してサービスを提供できる体制を整えてスタートした。7月末時点のID登録完了数は約70万件となっている。東京オリンピック・パラリンピックの期間に登録が大きく伸びるのではないかと考えていたが、大会が延期になり、改めて積極的な周知を図っている。

「NHK オンデマンド」の登録会員数は7月末時点で約282万人。NHK オンデマンドの接触者率は、NHKの2020年6月の調査では6.5%となっている。引き続き、利用者増に取り組み、中期の累積収支の改善を目指す。

なお、NHKのインターネットサービス全体（NHKのサイト・アプリ）の接触者率は同じく2020年6月の調査では14.3%、2020年4-6月のNHKサイト・アプリへの訪問UB（ユニークブラウザ）数の週次平均は約3,600万となっている。

- ② テレビ保有世帯の減少や若者のテレビ接触率の低下など、いわゆる「テレビ離れ」が今後更に進展することが予想される中、「NHK プラス」や「NHK オンデマンド」等のインターネットを通じた情報提供等により、NHKにおいてもテレビや公共放送の視聴をしない層にも伝達する努力が必要と考えられる。NHKとして、テレビを現在視聴していないあるいはNHK プラス等を利用していない層が、インターネット上で様々な動画配信サービスがある中で、NHKによるインターネット配信に関心を持つようにするために、インターネット業務の内容をどのようなものとすることが考えられるかについての展望があれば、現在の制度的条件にとらわれず、提示していただきたい。

放送と通信の融合が進む中において、テレビを持たない方に対して、公共性の高い情報やコンテンツを届けていくことは、NHKが信頼される「情報の社会的基盤」という役割を果たしていく上で、重要な課題だと考えている。

メディア環境の変化により、視聴者のコンテンツの視聴方法は多様化しており、時間や場所を選ばずに、最適な形態でサービスを提供するため、TVerも含め、インターネット上のさまざまなプラットフォームを介して、NHKのコンテンツに触れていただける機会を増やしていきたいと考えている。

5Gの普及などによる受信環境の高度化や視聴者のニーズをみながら、インターネット活用業務を視聴者のみなさまに関心を持っていただけるよう、より魅力的なサービスとして充実させていく必要があると考えている。

- ③ 今後のインターネット配信に関する制度の在り方及び受信料制度の在り方について、どのような姿が望ましいと考えているのか。
- ④ NHK のインターネット活用業務については、放送法第 20 条第 10 項において、受信料制度の趣旨に照らして不適切でないこと等が求められているが、2 ②に関連して、今後の実施にあたって、見直しが必要と考える事項はあるか。
- ⑤ 放送法第 20 条第 1 項から第 3 項まで規定される NHK の業務について、今後、見直しが必要と考える事項はあるか。

放送と通信の融合が進み、メディア環境が大きく変化する中であって、視聴者・国民のみなさまから求められる新しい「NHKらしさ」を発揮する手段として、インターネットを適切に活用することは重要だと考えている。

インターネット活用業務により、サービス提供範囲を際限なく拡大する意図はなく、多様で質の高い「NHKらしい」コンテンツを、合理的なコストにより最適な媒体（地上波・衛星波・インターネット）で提供することで、NHKに求められる「情報の社会的基盤」の役割を果たしてまいりたい。

将来にわたりNHKが信頼される「情報の社会的基盤」という役割を果たしていく上では、テレビを持たない方に対して公共性の高い情報やコンテンツをお届けしていくことは、重要な課題だと受け止めている。

今後、放送と通信の融合時代における「情報の社会的基盤」の在り方についての議論・検討がなされるなかで、インターネット活用業務の放送法上の位置づけや費用負担の在り方について検討されることが望ましいと考える。

公共放送の財源制度については、日本では民放との二元体制のもと、受信設備の設置者に負担を求める受信料制度が一定の理解を得ていると考えているが、いずれにしても、視聴者・国民の理解を得ることが大前提だと考えている。NHKとしても、財政面の自主自律が確保されることを前提に、海外の公共放送の事例や有識者の専門的な知見などを得つつ、引き続き研究を進めてまいりたい。

なお、放送法第20条第1項から第3項まで規定されるNHKの業務について、今後、見直しが必要と考える事項については、全体としての検討の進展を踏まえて改めて申し上げることとしたい。

(徴収単位について)

- ⑥ 2017年9月のNHK受信料制度等検討委員会の諮問3号「受信料体系のあり方について」の答申において、「世帯単位」を維持することが妥当とする理由として、テレビの世帯普及率が約95%と高いことのほか、NHKの調査において単身を除く世帯において「家族と見ることが多い」が「一人で見ることが多い」を上回ることもか

ら、世帯で設置していると認識されていることを挙げているが、最近の傾向について把握されていたらご教示頂きたい。

また、テレビ非接触率の増加（公共放送の在り方に関する検討分科会（第4回）資料4-2P14）に対してご見解や、同様の調査分析を行っている場合にはその内容について御教示いただきたい。

2020年3月の内閣府「消費動向調査」によると、総世帯におけるカラーテレビの普及率は93.8%となっており、2017年9月のNHK受信料制度等検討委員会の答申の時点から1.4ポイント低下している。単身を除く世帯におけるテレビ視聴形態に関する前回の調査（2012年実施）では、「一人で見ることが多い」36%、「家族と見るが多い」51%であった。（2012年以前は2002年に実施）

テレビ非接触率などの調査分析に関しては、NHK放送文化研究所が実施している「全国放送サービス接触動向調査」において、放送局が提供するコンテンツやサービスへのリーチ（1週間に1日でも接触した人の割合）を「リアルタイム」「タイムシフト」「インターネット」に分類し、接触構造を分析している。

2019年6月の調査結果では、一般的に「テレビ離れ」がいわれる20代において、5年前と比較して、リアルタイム接触が減少（81%→70%）しているにもかかわらず、トータルリーチに有意差はなく（85%→82%）、「リアルタイム以外のみ」の接触の増加（4%→12%）がトータルリーチの減少に歯止めをかける傾向もみられ、放送局のコンテンツやサービスへの接触方法の多様化が進んでいると考えられる。

（参考）https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/pdf/20191001_9.pdf

- ⑦ 受信規約においては、受信機を設置した者を契約者として、世帯（「住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者」）単位ごとに契約を行うものとされているところ、家族の在り方や居住形態は多様化している中で、世帯を徴収単位とすることについて、現在及び将来の課題があると考えているか。

世帯を単位として受信契約のお手続きをいただくことについて、現在の営業活動において大きく課題となるようなことはないと考えているが、例えば、シェアハウスなど同一住居に別生計の方とお住まいの方から受信契約のお手続きをいただく場合には、受信機の設置状況等についてより丁寧に確認、説明するよう努めている。

家族のあり方や居住形態、視聴環境等がこれまで以上に早いスピードで多様化していることも承知しており、社会的納得性の高い契約単位のあり方について、実効性のある営業活動が持続的に担保できるかという観点も踏まえ、引き続き検討すべき課題であると認識している。